

# 須賀川市立阿武隈小学校いじめ防止基本方針

平成 26年3月策定  
令和6年3月一部改訂

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年法律第71号 「いじめ防止対策推進法」第2条）

### 【「いじめ」に当たるか否かの判断での重要なポイント】

- (1) いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- (5) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- (6) 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織への事案の情報共有を行うこと。

### 【いじめの理解】

- (1) どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必

要である。

(5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(6) 特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒

イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

エ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

〈須賀川市いじめ防止基本方針より〉

## 2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処しなければならない。

いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重要な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童生徒に認識させるとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い規範意識を養う。

いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・身体を保護することが特に重要であることを認識し、須賀川市や地域住民・家庭その他の関係諸機関との連携の下、いじめの問題の克服に取り組むため、いじめ防止基本方針を定める。

## 3 いじめの未然防止のための取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人を称賛して自己有用感を高め、認め合える風土を醸成して、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行っていくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

・基礎的・基本的事項の徹底習得

・意見を発表し合える場面の設定（言語活動の充実）

- ・授業改善（授業研究の実施・充実）
- ・授業スタンダードの活用並びに評価
- (2) 学習規律の徹底
  - ・「小中一貫 学習のきまり」「阿武隈小学校 授業の約束」による指導  
（チャイム着席 正しい姿勢 発表の仕方、聞き方等）
- (3) 学級集団づくり
  - ・話し合い活動、学級会活動、特別な教科道徳の充実
  - ・一人一人の居場所づくり、学級の絆づくり
  - ・児童教師間の交流（日常会話、日記等）の充実による信頼関係づくり
  - ・病弱や不登校の児童への配慮
- (4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
  - ・豊かな体験活動の設定
  - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- (5) 特別活動の充実
  - ・クラブ活動や学校行事の主体的な運営
  - ・委員会活動の充実
- (6) 人権教育、道徳教育の推進
  - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
  - ・「いじめ」の本質や構造の理解
  - ・縦割り班の活用や異学年交流の工夫
  - ・体験活動の充実

#### 4 いじめの早期発見のための取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子の変化を見とり、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また、定期的な面談や各種調査を併用する。併せて、教師の多忙化を解消して、児童観察を徹底していく。

- (1) 学校の教育活動全体における観察
  - ・出席をとるときの声、表情
  - ・休み時間や放課後等の交友関係
  - ・保健室等での様子等
 ※「いじめ発見のチェックポイント」の活用
- (2) 保護者等との情報交換の充実
  - ・定期的な情報交換（学年・学級懇談、個別懇談）
  - ・随時の情報交換（リーバー活用、送迎時、電話、家庭訪問、来校等）
  - ・学校評議員や歴代PTA・後援会会長等との情報交換
- (3) 学校生活アンケートの実施
  - ・児童、保護者とも 各学期1回実施（6月、11月、2月）
- (4) 職員間で情報交流（組織的対応）ができる場の工夫

- ・風通しのよい職員の雰囲気作り
- ・生徒指導委員会、ブロック会、学年会等の活用

## 5 いじめに対する措置（組織的な対応）

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会（後述）」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、いじめについての判断、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、須賀川市教育委員会と連携を図り、警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

解消の判断に当たっては、「いじめ解消までの経過観察シート」を活用しながら、いじめ防止対策委員会と協議の上、決定をください。

### （1）いじめ対応の具体的行動

- ① いじめの疑いがあるような行為を発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、行為発見者→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長に報告する。
- ② 校長は、上記の報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、いじめであるかの判断をください、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、担任に加え、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめと確認された場合には、加害児童に適切に指導するとともに、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭との連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。  
※「いじめに関する報告書」の作成（発生時）並びに提出（毎学期末）
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ 校長は、いじめの内容や被害児童への影響等で、必要があると認めるときは、警察に通報・協力する。

## 6 研修の実施

いじめに対する措置に限らず、いじめの理解や未然防止・早期発見のための取組について研修の内容や方法を工夫する。

## 7 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催す

る。構成員は以下のとおりとする。

＜校内構成員＞ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、その他関係職員（特別支援教育コーディネーター等）

＜校外構成員＞ スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等

## 8 年間計画

月	活動内容	推進者	月	活動内容	推進者
4	基本方針（いじめの認知） ・役割等の確認	生徒指導主事	10	学習・生活指導等による未然防止、観察等	担任
5	学習・生活指導等による未然防止、観察等	担任	11	生活アンケートの実施・対応	担任
6	生活アンケートの実施・対応	担任	12	2学期の取組の反省・改善	生徒指導主事
7	1学期の取組の反省・改善	生徒指導主事	1	学習・生活指導等による未然防止、観察等	担任
8	いじめ防止に関する自主研修	全職員	2	生活アンケートの実施・対応	担任
9	学習・生活指導等による未然防止、観察等	担任	3	年間の評価・基本方針の改善	生徒指導主事

## 9 評価と改善

（1）各学期末に校内体制や未然防止、早期発見、いじめへの措置の各視点からPDCAサイクルによる検証・評価を行い、改善を図る。

※「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」の活用

（2）年度末には、本学校いじめ基本方針を総合的な視点で評価をして、教職員間の共通理解をさらに深めるとともに、課題を改善するために改訂を重ねる。

## 10 その他

（1）須賀川二中学区の小中一貫教育を基に、いじめを視点とした情報共有や連携対応に努める。

（2）アンケートをはじめ、いじめについての調査の結果やその指導の経過等の概要について吟味の上、方法を工夫して保護者等に公表する。